

1. 議事日程

(平成20年第1回安芸高田市議会3月定例会第25日目)

平成20年3月14日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発議第1号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第21号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第22号 安芸高田市の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等について
- 日程第5 議案第23号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第24号 安芸高田市後期高齢者医療に関する条例
- 日程第7 議案第25号 安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第26号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第27号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第28号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第29号 安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第39号 安芸高田市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第67号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例
- 追加日程第1 同意第3号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 追加日程第2 同意第4号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 追加日程第3 同意第5号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第14 議案第2号 安芸高田市一般職の任期付職員の採用に関する条例
- 日程第15 議案第3号 安芸高田市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 日程第16 議案第4号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一

部を改正する条例

日程第18 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第7号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第8号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第9号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第10号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【ふれあいセンターいきいきの里ほか56件 再指定】

日程第23 議案第11号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【横田地域活動拠点施設ほか1件 新規】

日程第24 議案第12号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について

日程第25 議案第13号 広島県市町公務災害補償組合の解散について

日程第26 議案第14号 広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

日程第27 議案第15号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例

日程第28 議案第16号 安芸高田市市民センター建設基金条例を廃止する条例

日程第29 議案第17号 財産の無償譲渡について

日程第30 議案第18号 財産の無償貸付について

【地区集会所関係】

日程第31 議案第19号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第32 議案第20号 安芸高田市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例

日程第33 議案第30号 安芸高田市ひろしまの森づくり基金条例

日程第34 議案第31号 安芸高田市農業振興地域整備計画審議会条例を廃止する条例

日程第35 議案第32号 安芸高田市採石業の適正な実施の確保に関する条例

日程第36 議案第33号 安芸高田市営若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例

日程第37 議案第34号 工事委託契約の変更について

【安芸高田市特定環境保全公共下水道八千代浄化センター建設工事】

日程第38 議案第35号 字の区域の変更について

【地籍調査事業】

日程第 3 9 議案第 36 号 市道の認定について

【市道大峠線ほか 1 路線】

日程第 4 0 議案第 37 号 権利の放棄について

日程第 4 1 議案第 38 号 財産の無償貸付について

【高宮地区工業団地関係】

日程第 4 2 議案第 53 号 平成 2 0 年度安芸高田市一般会計暫定予算

日程第 4 3 議案第 54 号 平成 2 0 年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算

日程第 4 4 議案第 55 号 平成 2 0 年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算

日程第 4 5 議案第 56 号 平成 2 0 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算

日程第 4 6 議案第 57 号 平成 2 0 年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算

日程第 4 7 議案第 58 号 平成 2 0 年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算

日程第 4 8 議案第 59 号 平成 2 0 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算

日程第 4 9 議案第 60 号 平成 2 0 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算

日程第 5 0 議案第 61 号 平成 2 0 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算

日程第 5 1 議案第 62 号 平成 2 0 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算

日程第 5 2 議案第 63 号 平成 2 0 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算

日程第 5 3 議案第 64 号 平成 2 0 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算

日程第 5 4 議案第 65 号 平成 2 0 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算

日程第 5 5 議案第 66 号 平成 2 0 年度安芸高田市水道事業会計暫定予算

日程第 5 6 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
6 番	川 角 一 郎	7 番	塚 本 近
8 番	赤 川 三 郎	9 番	松 村 ユ キ ミ
1 1 番	藤 井 昌 之	1 2 番	青 原 敏 治
1 3 番	金 行 哲 昭	1 4 番	杉 原 洋

15番	入本和男	16番	山本三郎
17番	今村義照	18番	玉川祐光
19番	岡田正信	20番	亀岡等
21番	渡辺義則	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

6番	川角一郎	7番	塚本近
----	------	----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	児玉更太郎	副市長	藤川幸典
総務企画部長	新川文雄	政策推進部長	田丸孝二
市民生活部長	平下和夫	福祉対策推進部長 兼福祉事務所長	廣政克行
地域経済推進部長	清水盤	産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄
教育長	佐藤勝	教育次長	益田博志
消防長	竹川信明	八千代支所長	槇原秀克
美土里支所長	清水勝	高宮支所長	近藤一郎
甲田支所長	垣野内壮	向原支所長	田口茂利
総務課長	高杉和義	行政経営課長	森川薫
会計管理者	立田昭男	教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永井初男

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査GL	児玉竹丸
書記	國岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~○~~~~~  
午前 10時00分 開会

- 松浦議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第79条の規定により、議長において、
6番 川角一郎君、7番 塚本近君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 発議第1号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例  
に関する条例の一部を改正する条例

- 松浦議長 日程第2、発議第1号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する  
条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
6番、川角一郎君。
- 松浦議長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~  
午前 10時01分 休憩
午前 10時03分 再開

- 松浦議長 休憩を閉じて、会議を再開します。
- 川角議員 発議第1号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部
を改正する条例について提案理由の説明をいたします。
安芸高田市が誕生して既に4年が経過しました。地方に対して財政
的な配慮の薄い、国の三位一体改革が進む中、本市の財政状況は極めて
厳しい状況で推移し、毎年度の予算も市民への痛みを伴いながら編
成されてきております。
本市議会におきましても、この間、議会改革についてさまざまな議
論を交わし、財政にかかわる議員定数、報酬、その他の費用弁償等につ
いても検討をしております。その中で、議員定数については議員発
議により、次期一般選挙より2名減員といたしました。
また、報酬につきましても、現議会発足の翌年4月から今日まで、
毎年度、厳しい財政状況に鑑み減額してきたところです。
全国的に議会改革が進み、議会や議員の責務が増大する中、現在の
報酬額が決して多額であるとは認識しておりません。しかしながら、
本市の厳しい財政状況を考えますと、少しでも負担を軽減すべきとい
うこともまた本心であります。

こうした中、間もなく特例期間の期限を迎えるにあたり、現在適用している5%の報酬減額条例の特例期間を1年間延長する条例を提案するものでございます。

なお、この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございます。

同僚議員各位におかれましては、適当なるご議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○今村議員

議長。

○松浦議長

討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

17番、今村義照君。

○今村議員

発議者から、ただいまの厳しい財政状況の中で減額案が示されたわけでございます。その説明の中でも、議会改革の中で2名の定数削減に向けて行ってきたという経緯もございますし、今の報酬についても多額であるとは決して認識していないという発言もございました。かかる観点から、別の角度でこの提案に対して反対をいたすものでございます。

まず、第一にこれまで議会の機能及び権能を強化するために、議会改革特別委員会をつくり、報酬についてのみの議論は重ねてはきておりませんが、先ほども発議の中で言われました中に、定数の問題とからめてこの体制の議員の報酬のあり方も検討をしてきたわけでございます。我々は基本的には議会の機能を高めるためには、議員の仕事として専業及び専任できる報酬というのが一番望ましいと考えておるわけでございます。

かかる観点から言えば、現状の報酬は、先ほど発議者の発言の中にもありましたように、決して高いということではございません。これは、他市と比べてもそのとおりでございます。むしろ本質的には暫定的な形で報酬を減額するというだけでなく、基本的な中で報酬も含め、議会のこれからのあり方を含め考えてみる必要があるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。

先ほども言いましたが、この議会改革のものは、あくまでいかに議会としての機能なり権能を高めるかということが主眼でございます。その中で、特に議会にかかる総費用についてもこれから我々も深く検証してみる必要があるのではなからうかと思うわけでございます。

議会の関係費は大ざっぱな言い方でございますが、一般会計に占める割合は、0.9%ぐらいになると思います。そして本市の総予算から言えば、0.4%ぐらいになるというふうに認識をいたしております。問題は、これからの市の財政のあり方について議会が本当に評価をしなければならないのは99.4%にわたる費用を無駄、無理、そこにはないのかどうかというのをしっかり検証するのが議会の役目でございます。そのためには、単なる報酬のわずか5%の削減という形で語るだけではなく、相対的にこの議会の総費用を含め議員の報酬のあり方を検討すべきであろうというふうに思うわけでございます。あくまで、暫定的な形でこれは出発しておりますが、今議会改革特別委員会の中でこれらを含めて総括的に議論をつめているところでございます。

我々の任期は11月まででございますので、その時間は残りございませんが、そここのところをしっかりと議論をして単なる5%という、言ってしまうとパフォーマンスによる市民の理解を得ることではなく、全体的な形の中でこのことをつき詰めていくべきであろうという観点に立ちまして、この発議案には反対をいたします。

○松浦議長

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

16番、山本三郎君。

○山本議員

先ほど提出者の委員長が報告されましたように、非常に安芸高田市の財政状況をわきまえての議員報酬のカットを毎年検討した中で、今年度もカットをするということは、非常に将来の厳しい財政状況をわきまえての考えでありまして、しかもこの合併以来いろいろな各種団体への補助金のカットも財政状況を見極めてご無理を申しております。また、その上使用料等につきましても改定をしながら、市民に多くの多大な負担を被っていただいている状況の中で、果たして安芸高田市が合併をいたしまして6町のいろいろな事業を取り組んでおいての合併でありまして、なかなか財政状況の見通しは厳しい状況であるので、そうした踏まえたものを議員みずからが、その行動をとともにすることが必要であるという観点からこういう議員報酬のカットという選択を選んでいるわけでありまして。

先ほど委員長も申しましたように、決して議員報酬が他市と比べて非常によい状況ではないということはわきまえておりますし、また議員みずからが我々の身分を十分わきまえて議員としての行動もしなくてはいけないということは十分承知しております。

しかしながら、こうした経済の状況、そしていろいろな各自治体の

苦しい状況の中で、安芸高田市の状況を踏まえた上では、議員みずからが5%カットを継続することにしなくてはならないということに私は現段階では賛成をせざるを得ないということで賛成をいたします。

以上です。

○松浦議長 ほかに討論はありませんか。

〔反対討論〕

○松浦議長 反対討論の発言を許します。

15番、入本和男君。

○入本議員 このたびの特例に関する条例は、3年目でございます。20年度の予算審査の中には、暫定で職員も議会も予算に反映しているところが見られず、本来なら定数2名減で、既に市民の方から声を聞いて減額に値しております。また、裏財源といいます、言い方は悪いですが、表では5%と言いながら費用弁償の中で日当3千円というのがあるわけでございます。これが結局、報酬をいただいて、一日委員会等で3千円いただくという、これが大体同等額なんです。

一方では減らしたけど、一方ではまた日当をいただいているというような二重構造になって、本来ならば我々は報酬をそのまま据え置いて日当を減額した方が、委員会を開いても予算を気にしなくても十分にできるわけでございます。我々議員とすれば、議員活動を盛大にするためには、本来なら議員報酬の削減より、日当の削減の方が非常に活発化するというふうに私は、全体の議員報酬の中から見るとそういう位置づけになると思います。

以上の3点から、私はこの報酬について反対をするものでございます。

○松浦議長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

19番、岡田正信君。

○岡田議員 議員の報酬というの、議会事務局を含めて、議会費というのは地方交付税から算入されていることはご承知だと思います。ただ、10万人規模で計算しておりますから、当市にとって確定たる数字はつかんでおりませんが、交付税措置をされている面では、間違いのないところであります。

ただ、合併以来こういう財政状況の中で昨年もですが、本来はこの報酬でなくして一時金とかいうことでこの報酬に該当するところを単市の持ち出しの部分で削ることがふさわしいというふうに申し上げましたけども、全体で考えるならば地方交付税措置がされようが、単市の税収で補おうが、財布は一つということから考えますと、市民の負担をされることは考えますと、みずからの報酬を5%カットすることが今年も求められるということから賛成するものでございます。

以上です。

○松浦議長 ほかに討論はありませんか。

○明木議員 議長。

○松 浦 議 長 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

1 番、明木一悦君。

○明 木 議 員 ただいまも入本議員からありましたけど、報酬を下げるよりも費用弁償で対応していくべきだと私も考えます。それはなぜかという、やはり議会における議論の場の回数に制限ができるという問題が生じます。やはり、費用弁償を出すことによって1回来れば3千円という費用が与えられるわけですけど、それを控えて対応することが望ましいのではないかというふうに考えて私はこの報酬に関することについては、反対をいたします。

○松 浦 議 長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

20 番、亀岡等君。

○亀 岡 議 員 冒頭討論はなしということをお願いしたわけですが、いろいろございましたように賛否議論がございますので、討論に参加いたしたいと思えます。

本来、議員の報酬につきましては、基本的にはいろいろ議論があると思えます。ただ、現在の本市の財政状況の中で今大事なことは、現況の中において、どういう我々が判断や態度をとるかということではないかと思えます。いろいろ議論はあるわけがございますが、一例を挙げてみましても、財政の健全化対策が昨年9月に発表されました。これらを見ましても、住民負担が明らかにうたいこまれており、今後そういった面でも市民生活にも非常に厳しい状況が訪れてくるというふうに認識をいたしておるわけがございます。

我々が、行政に参画をいたします場合に、大切なことはまず市民の立場がどうであろうかということをもまず第一義に考えなくてはならないと思えますが、その前に代表機関である我々議会が市民と共通の思いに立つということが大事であると思うわけであります。市民と共通の痛みを持ってこそ、これからの市政が直面するさまざまな難題に対して、市民とともにこれを乗り越えていくことができるというふうに考えるわけであります。痛みを市民と共通して持つという立場から、私は今日5%削減を継続していくということは非常に大切であると考えて賛成するものであります。

以上であります。

○松 浦 議 長 ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。



- 日程第3 議案第21号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第22号 安芸高田市の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等について
- 日程第5 議案第23号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第24号 安芸高田市後期高齢者医療に関する条例
- 日程第7 議案第25号 安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第26号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第27号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第28号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第29号 安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第39号 安芸高田市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第67号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例

○松浦議長 続いて、日程第3、議案第21号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件から、日程第13、議案第67号、安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例の件までの11件を一括議題といたします。本11件は文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

20番、亀岡等君。

○亀岡委員長 ご報告申し上げます。

平成20年2月19日付で本委員会に付託されました議案第21号から議案第29号及び議案第39号、3月4日付で付託されました議案第67号につきまして、2月21日及び3月4日に、市長、副市長、教育長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

審査を通じて出された主な質疑や意見の概要は次のとおりです。

議案第24号、安芸高田市後期高齢者医療に関する条例につきましては、後期高齢者医療制度が本年4月1日に施行することに伴い、本市が行う事務や保険料の徴収について定めるという内容でありましたが、事務量や事業量の増による人的措置について質疑があり、事務量を把握し、少ない人数でクリアできる手法を検討しているという答弁でした。また、延滞金についての質疑に対しては、税条例や介護保険料での扱いと同等であるという答弁でした。

議案第28号、安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療制度の創設や医療保険者に義務づけられた特定健康審査・保健指導に伴う関係条項の改正と、国保運営審議会委員の定数、葬祭費の見直しを行うという内容でしたが、葬祭費について質疑があり、合併協議の中で、6町で一番高い額にあわせた経過もあり県下でも一番高くなった。厳しい財政ではあるが、福祉の面では他の市町と同等の施策はとってきている。広島県後期高齢者医療広域連合も各市町の平均支給額の3万円に決定されており、本市では75歳を境に葬祭費に4万円の差が生じることになる。また、激変緩和として、平成20年度は5万円、21年度は4万円とし、22年度に統一していくという説明でした。

国民健康保険運営協議会委員の定数減については、充実した運営が課題として残るのではないかという意見も出され、被保険者数が大幅に減少することや、人口規模が類似している市町の委員の定数等も勘案した。また、公益を代表する委員については、学識経験者ということで、中立的な立場にあるものと規定しているという答弁でした。

保険事業についての質疑には、4月1日から特定健康審査と特定保健指導が始まり、従来の保健事業の考え方と方向性が変わってきているが、特定健康審査・特定保健指導の中に包括的に含め事業を実施する。また、母子保健事業については、一般対策の中で積極的に推進していくという答弁でした。

なお、討論において、葬祭費を3万円に下げるのは市町のバランスとしては理解するが、負担がふえ給付が減るという市民の立場を考えたとき、何らかの形で市民に還元する独自の施策が見えてこない。合併して、この部分は良かったというものを市民に積極的に打ち出すべきであり、何らかの形で還元していただきたいという意味において反対するという内容の反対討論がありました。

議案第29号、安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例につきましては、中央保健センターを4月に開設していく予定で、それに伴う名称・位置及び所管区域を条例に追加するという内容でしたが、利用時間について質疑があり、午後5時30分までの延長は、公共施設の開館時間に合わせたとの答弁でした。

議案第39号、安芸高田市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例につきましては、本年度から預かり保育の試行を実施しており、その結果、現行の体制で実施可能と判断した。教育時間終了後に実施する預かり保育の料金を預かり保育料と位置づけ、園児1人につき、日額200円、長期休業中に1日預かる場合は1日500円とするという内容でした。

保育料について質疑があり、料金設定については通常の保育料の時間単価から割り出しており、近隣と大差はない。また、保育所との関係については、保育料に関して、通常の保育料、預かり保育料、給食

費、教材費やおやつを含め1ヵ月1万5千円程度であり、保育時間は、保育所が7時30分から18時30分と幼稚園より長いので、それぞれを勘案すると保育所と大差ないと考えるという答弁でした。また、幼稚園の特色と保育所の特色を保護者に理解していただくのが大前提で、料金の安い高いではなく、それぞれの特色をみて選択していただくよう説明していくということでした。

議案第67号、安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例につきましては、教育委員の定数を6名とするという内容でしたが、1名ふえただけで教育行政に反映できるのかという質疑があり、現場に密着し、多くの委員により住民の声を反映するのが最善の策だが、必要最小限の6名で進めていく。また、保護者から委員が選ばれることに伴う会議のあり方については、時間・月日等は委員と相談し決めているので、今後も継続し誰が選任されても出席していただくよう努めるということでした。

審査の結果につきましては、付託されました議案第21号から議案第29号及び議案第39号、議案第67号について、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論は一括して行いますので、議題を特定して発言してください。

なお、討論は反対賛成とも1人1回までとなっております。

まず、本11件に対する反対討論の発言を許します。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

19番、岡田正信君。

○岡田議員

私は議案第24号、安芸高田市後期高齢者医療に関する条例、ご承知のとおり委員長報告でもありましたように、これは国が定めた後期高齢者医療制度というものに伴う条例整理でございますが、今国の方もこれに関する各地方自治体の細部にわたっての条例そのものが出てきていない状況が現在続いております。本市におきましても、これが国の法律だからといって4月1日から行う予定の条例でございますが、このような問題を抱えている中、連合から各家庭に市の方から配られているこういうチラシがあるわけですが、市民にもまだ行き届いていないという状況がある中で、いかに国が決めたと言っても、この制度は75歳を際に医療制度そのものの枠がはめられ、言うなれば別扱いというような状況が生まれるんです。したがって、国に基づいたと言われましても、年寄りいじめのこういう制度を許すわけにいかないの

が、私の、市民に付託された権限以内での立場でございます。お年寄りを政府は粗末にするのではないと言いますけども、中身は粗末にするようなことになっているんです。

余談になりますけども、前アナン事務総長というのは、生まれはカスピ海の方の人らしいですけれども、あそこらでは年寄りが1人いなくなると、図書館が一つ潰れるようなことになるというように、非常に年寄りを大切にする風潮が以前からあったそうですが、日本でもやはり年配者のいろいろな知恵は非常に若い者が育つためにも役立ちます。ましてや、安芸高田市は高齢者が毎年ふえる中で年寄りを守らなければならない立場にあるわけです。したがって、年寄りを政府は粗末にしないと言いますが、私の目から見ますと、粗末にする制度でございますので、反対するものでございます。

それと、もう一つの議案第28号について、国民保険条例の一部を改正する条例ですが、これも委員長の報告にありましたように、広域連合ができたから葬祭費を3万円にあわせるということでございます。こういう下げるところをすぐ安芸高田市は学ぶところに特徴があるんです。これもやはり事務局サイドの方もいささか気になったんでしょう。年次を変えてことしは5万円、来年は4万円、3年目に3万円にそろえると。これも葬祭費と言いますが、この部分はいじらなくなった場合は、75歳は広域連合に行きますから、そこは3万円と決まっているから3万円しかおりません。その差額は、市として4万円をどこから捻出するかという方法も考えられるわけですから、下げる方にあわすわけですからそういうことは要らんわけですよ。私はこの7万円を減額するという条例につきましては、認めるわけにはいかないので反対するものであります。

以上です。

○松浦議長 続いて、本11件に対する賛成討論の発言を許します。

○明木議員 議長。

○松浦議長 1番、明木一悦君。

○明木議員 議案第67号、安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例に対して賛成討論をします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う教育委員への保護者の選任の義務化による増員については、地域で教育を受ける子どもを持つ保護者の意見や現場の意見などが直接、市教育行政に反映されることを望み賛成するものです。

○松浦議長 次に反対討論の発言を求めます。

○藤井議員 議長。

○松浦議長 11番、藤井昌之君。

○藤井議員 議案第28号、安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を申し上げます。

先ほどの委員長の報告でもございましたように、文教厚生常任委員

会で私も反対の討論をさせていただきました。先ほど岡田議員から発言がございましたように、この葬祭費が現在7万円から段階的に3万円まで引き下げられるわけでございます。

現在、経済情勢が本当に厳しい中、負担はふえ給付は減るという状況の中で葬祭費を減らすべきでない。しかし、全体の協議の中で減らす方向になるわけですが、この差額の4万円に対して私は委員会で、例えば火葬費の無料化に充てるべきであるというふうに発言をさせていただきました。我が安芸高田市にとって、その差額の4万円、火葬費は3万5千円でございますので、まだ5千円の差が出てくるわけでございます。

今申し上げましたように少子高齢化に対する我が市の独自の施策として市民に還元すべきであるということで反対の討論をいたします。

以上です。

○松浦議長

ほかに討論はありませんか。

○秋田議員

賛成討論。

○松浦議長

本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番、秋田雅朝君。

○秋田議員

私は先ほどございました議案第24号について、賛成討論をさせていただきます。

先ほど反対討論にもございましたように、確かに4月1日から国の施策ということで施行されるということもございます。また、市民への周知徹底がなかなか図られていないという部分もございますけれども、広報等を通じての周知でありますとともに、この事業に対して、国の施策をもとに取り組むということは、やはり国の流れに従うということで、ひとつの行政としての原点と思います。今後、その課題として色々な問題が出てくるに至ったときには、やはりきちんとした議論をしないといけないし、今時点でまだ方向性もしっかりとしたものはないということではございますが、反対をしてこのことを取り組まないというのは、今時点ではそうすべきではないということで国の流れではございますので、従うという考えのもとに賛成討論をさせていただきます。

○松浦議長

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論がないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

ただいま議題となっております11議案中、議案第24号及び議案第28号につきましては反対討論もありましたので個別採決といたし、その他の議案については一括して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 異議なしと認め、さよう取り計らいます。
まず、議案第24号、安芸高田市後期高齢者医療に関する条例の件
を起立により採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○松 浦 議 長 続いて、議案第28号、安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正
する条例の件を起立により採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第21号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例か
ら、議案第23号、安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例ま
で及び議案第25号、安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正す
る条例から、議案第27号、安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条
例の一部を改正する条例まで、及び議案第29号、安芸高田市保健セ
ンター条例の一部を改正する条例から、議案第67号、安芸高田市教
育委員会委員の定数に関する条例まで、計9件を一括して起立により
採決いたします。
本9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 同意第3号 安芸高田市教育委員会委員の任命の  
同意について

○松 浦 議 長 ただいま市長から、同意第3号から同意第5号まで、議案名はいず  
れも安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての件、同意案3  
件が提出されました。  
この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。



よって、同意第3号から同意第5号までを日程に追加し、それぞれ、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

議案を配付いたさせますので、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時47分 休憩

午前 10時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

追加日程第1、同意第3号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君

○児玉市長

議案名、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について、本件は任期満了に伴う教育委員会委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

教育委員会委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定に基づき、合併時の特例として5人の委員の任期はそれぞれ1年を1人、2年を1人、3年を1人、4年を2人としておりました。4年任期の委員上田隆之さんがこのたび任期満了となるため、引き続き任命したいと考えております。

上田隆之さんは長年、教職員として教育現場にかかわっておられ、吉田小学校長を最後に退職された後も、合併前の吉田町教育委員会で学校教育指導員を務めておられました。合併後は本市の教育委員会委員として4年間、安芸高田市の教育行政の推進に尽力をいただいております。豊富な経験と広い見識をお持ちの方で、教育委員会委員として適任であると確信をしております。

以上、よろしく審議の上、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○松浦議長

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、委員会付託・質疑・討論は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

お諮りします。

これより同意第3号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 同意第4号 安芸高田市教育委員会委員の任命の
同意について

- 松 浦 議 長 追加日程第2、同意第4号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君

- 児 玉 市 長 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての案件でございます。

本件は任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員会委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定に基づき、合併時の特例として5人の委員の任期はそれぞれ1年を1人、2年を1人、3年を1人、4年を2人としておりました。そのうち4年任期の委員佐藤勝さんが、このたび任期満了となるため引き続き任命したいと考えております。

佐藤勝さんは長年、広島県教育員会へ勤務しておられ、平成16年に広島県教育委員会理事を最後に退職される間、教育現場はもとより一貫して教育行政に携わってこられた方でございます。

合併後は本市の教育委員会の委員として、また委員の互選により教育長として4年間新市の教育行政の舵とりという大きな役割を担っていただきました。このような豊富な経験と広い見識は、教育委員会委員として適任であると確信をしております。

以上、よろしく審議の上、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

- 松 浦 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、委員会付託・質疑・討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

- 松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

これより同意第4号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3 同意第5号 安芸高田市教育委員会委員の任命の  
同意について

○松 浦 議 長 追加日程第3、同意第5号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

本件は教育委員会委員として堀川由紀子さんを任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

本任命同意案は、教育三法の改正のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受け、委員のうち必ず1名は保護者を任命しなくてはならないとされたことを踏まえ、小中学生の保護者である堀川由紀子さんを任命するものでございます。

堀川さんは、旧美土里町立本郷小学校PTA副会長、美土里中学校PTA研修部長等、PTA活動を通して円滑な学校運営にご尽力をいただいております。また、合併直後の平成16年5月より安芸高田市図書館協議会委員並びに生涯学習の講師として生涯学習の振興に寄与していただくなど、社会教育にも精通された方でございます。

なお、堀川さんの任期につきましては、政令で定められ2年となっております。

以上、よろしく審議の上、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○松 浦 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、委員会付託・質疑・討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。これより同意第5号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時58分 休憩

午前 11時15分 再開



- 日程第14 議案第2号 安芸高田市一般職の任期付職員の採用に関する条例
- 日程第15 議案第3号 安芸高田市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 日程第16 議案第4号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第7号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第8号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第9号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第10号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【ふれあいセンターいきいきの里ほか56件 再指定】
- 日程第23 議案第11号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【横田地域活動拠点施設ほか1件 新規】
- 日程第24 議案第12号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について
- 日程第25 議案第13号 広島県市町公務災害補償組合の解散について
- 日程第26 議案第14号 広島県市町公務災害補償組合の解散に伴

う財産処分について

日程第 27 議案第 15 号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例

日程第 28 議案第 16 号 安芸高田市市民センター建設基金条例を廃止する条例

日程第 29 議案第 17 号 財産の無償譲渡について

日程第 30 議案第 18 号 財産の無償貸付について

【地区集会所関係】

日程第 31 議案第 19 号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第 32 議案第 20 号 安芸高田市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程は終了いたしましたので、元の日程に戻ります。

この際、日程第 14、議案第 2 号、安芸高田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の件から、日程第 32、議案第 20 号、安芸高田市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の件までの 19 件を一括議題といたします。

本 19 件は、一括して総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長、山本三郎君。

○山本委員長

総務企画常任委員会の委員長報告をいたします。

平成 20 年 2 月 19 日付で、本委員会に付託された議案 19 件の審査の結果を報告します。

去る 2 月 26 日に委員会を開催し、市長・副市長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。審査において、出された質疑・意見の主なものは次のとおりです。

まず、議案第 2 号、安芸高田市一般職の任期付職員の採用に関する条例につきましては、職務の内容や評価の方法、どのような職員の雇用を考えているかなどの質疑があり、公認会計士に第 3 セクターの会計監査をしていただくことや、市の長期総合計画及び企画立案に優れた識見を有する民間の役員に入っていただくことを考えている。また、税の徴収部門の強化、国際交流イベントの際に、語学の堪能な方を雇うことなども考えられるなどの答弁がありました。

次に、議案第 3 号、安芸高田市職員の自己啓発等休業に関する条例につきましては、職員が復帰した際の体制や社会的補償・支援の有無について質疑があり、基本的には所属していた部署への復帰であるが、内容によっては違う部署での能力の活用も考えられる。給与の補償や

学費などの援助はないが、本人に不利にならないようにしたい。資格が市にとって有益であれば、考慮するとの答弁がありました。

次に、議案第4号、安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、男性職員の育児休暇の取得状況や休暇取得の啓発等についての質疑があり、男性で取得しているものはないが、介護や子守りのための特別休暇は積極的に取得していると答弁がありました。

次に、議案第6号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、60世帯を超える世帯の多い行政区に行政嘱託補助員を置くことができることについて質疑があり、大規模な行政区は20程度あり、報酬は月に2回文書を郵送する費用と同等の1軒当たり年額3千円とし、総括していただく嘱託員に1軒当たり1千円がプラスされるとの答弁がありました。

次に、議案第7号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例は、平成19年度に引き続き、20年度も市長、副市長、教育長の給与をカットするものであり、議案第8号安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についても、平成19年度に引き続き職員の給与をカットするものであるため、一括して審査をしました。

公共的な対策が見出せなかったために、職員の給与カットをされるのか、組合からの合意は得られているかとの質疑があり、少ない経済効果でも職員が一丸となって財政健全化に取り組んでいくことが仕事であり、市民にも求められていると思う。労働組合から基本的に合意をいただいたと思っていると答弁がありました。

次に、議案第10号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について、ふれあいセンターいきいきの里ほか56件再指定については、地域振興会施設が使用する施設も長期の指定にすべきではないかとの質疑があり、すべての基幹集会所を統一基準で管理できるようにした段階で、3年もしくは5年の指定に移行したいと答弁がありました。

次に、議案第15号、安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例は、安芸高田市後期高齢者医療特別会計を設置するものですが、特別会計をまとめることでコスト削減は図れないかとの質疑があり、今後可能であるか検討していく必要はあるとの答弁がありました。

次に、議案第17号、財産の無償譲渡についてから、議案第19号、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例は、一括して審査をしましたが、旧町単位で生じている集会所譲渡の差異、管理運営のばらつきや、地元と管理運営の合意が得られなかった場合の対応についての質疑があり、旧町時代から地元管理を実施していた町は、取り組みの理解が早い。公平性や財政の観点から全市的な統一

基準にし、平成20年度にはすべての施設で合意をいただくように努力したいと答弁がありました。

最後に、議案第20号、安芸高田市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例については、記号式投票にすることによるコスト削減と、時間短縮の目標について質疑があり、市長・議員補欠選挙に当たっては、事前にリハーサルをするなど、職員の啓発を図るとともに、目標を持って取り組んでいきたいと答弁がありました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、議案第8号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、現在市の課題は山積しており職員の仕事は非常に多く、まちづくりには職員が一番の要となって仕事をしてほしいという面からも、給与カットには賛成できないとの反対討論がありました。付託された議案第2号から第20号については、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

以上をもって、委員長報告を終わります。

○松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本19件に対する反対討論の発言を許します。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

19番、岡田正信君。

○岡田議員

私は議案第8号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部改正、この議案に対して反対するものであります。

委員長報告にもありましたように、安芸高田市は合併以来、いろいろな問題をいまだにたくさん抱えております。そういう中であって、今日の中国新聞でもさらっと見させていただきましたら、いろいろな形で職員の仕事量がある中で、合理化というか財政面を切り詰めていくという大きな課題が山積している中で、職員の能力、あるいは、しっかり働いてもらうために、職員同士のコンセンサスも重要な時期にカットするということは、事業そのものを一歩でも二歩でも前へ進めるのではなくして、遅らせるような要素を踏まえているという観点から反対するものであります。

○松浦議長

次に、本19件に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○松浦議長

賛成討論なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

○明 木 議 員

議長。

○松 浦 議 長

反対討論の発言を許します。

1 番、明木一悦君。

○明 木 議 員

議案第 7 号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に反対するものです。

先ほども、議員提案のときにも反対討論がありましたけれども、もっと広い観点で財政的な面を見ていく必要があります、暫定的な取り組みでこれまで続けてこられました、そうではなく恒久的な対策が望まれるのではないかと。しかし、今のところそれが全く出ていない状況の中で、暫定的な対応をするよりも、恒久的な考えをもっと示すべきだと考ます。

また、職員の費用弁償にあたっては改正されて減額をされていますが、特別職についてはそのまま残されているという現状もあります。そのあたりの改正が臨まれていないということで反対をします。

○松 浦 議 長

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論がないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

ただいま議題となっております 19 議案のうち、反対討論及び委員会において反対のありました議案第 7 号及び議案第 8 号については個別採決といたし、その他 17 件については一括して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

異議なしと認め、さよう取り計らいます。

まず、議案第 7 号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 8 号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号、安芸高田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の件から、議案第6号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件まで及び、議案第9号、安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例の件から、議案第20号、安芸高田市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の件まで17件を起立により採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本17件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本17件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第30号 安芸高田市ひろしまの森づくり基金条例

日程第34 議案第31号 安芸高田市農業振興地域整備計画審議会条例を廃止する条例

日程第35 議案第32号 安芸高田市採石業の適正な実施の確保に関する条例

日程第36 議案第33号 安芸高田市営若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例

日程第37 議案第34号 工事委託契約の変更について  
【安芸高田市特定環境保全公共下水道八千代浄化センター建設工事】

日程第38 議案第35号 字の区域の変更について  
【地籍調査事業】

日程第39 議案第36号 市道の認定について  
【市道大峠線ほか1路線】

日程第40 議案第37号 権利の放棄について

日程第41 議案第38号 財産の無償貸付について  
【高宮地区工業団地関係】

○松浦議長 続いて、日程第33、議案第30号、安芸高田市ひろしまの森づくり基金条例の件から、日程第41、議案第38号、財産の無償貸付について、高宮地区工業団地関係の件まで9件を一括議題といたします。

本9件は、一括して産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

6番、川角一郎君。

○川角委員長 平成20年2月19日付で、産業建設常任委員会に付託された議案審査の結果を、次のとおり報告します。

付託されました議案9件につき、2月25日に本常任委員会を開催

いたし、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査を通じて出された主な質疑や意見について述べてみますと、まず、地域経済推進部所管の議案第30号・31号・35号・37号・38号の5議案の審査につきまして、議案第37号、権利の放棄についての件は、平成10年度において旧町時代の制度に基づいて貸し付けられた中小企業資金貸付金を回収する権利を放棄する案件でありましたが、委員より財政難の中で安易に権利を放棄しているのではないかという質疑や、担保をとっておく必要があったのではないかといった質疑がありました。執行部より合併時既に債務者は破産宣告の手続き中で徴収には厳しい状況であり、また、連帯保証人においても調査の結果、債務を保証する能力がないことが判明した。貸付要件は、当時の条例に基づいており、2名の連帯保証人が要件で、担保物件は要件に入っていなかったとの答弁がありました。

討論において、この資料ではどういう基準で債権放棄していくのか明記されていない。安易な権利放棄に見えるという反対討論がなされました。

賛成討論では、このまま残せばいつまでも事務処理ができないので、権利放棄すべきだとの意見もありました。

また、議案第38号、財産の無償貸付について、高宮地区工業団地関係の件は、高宮工業団地内の浄化槽整備に伴う土地、建物などを無償貸付する案件ですが、委員より施設建設後、月日が経つと日常の維持管理以外に、屋根や壁などのハード部分で修繕の必要が出てくるが、どの範囲で業者負担となるのかとの質疑がありました。執行部より日常の維持管理費は業者持ちであるが、地震などによるクラックなど本体そのものの修繕は、双方協議の上負担を決める。

なお、耐用年数経過によるものは設置者の市が負担するという答弁がなされました。

賛成討論として、地場産業育成の観点で理解するが、既に産業興しの目的は達成しており、次期の契約時点では市に維持管理などの費用負担がかからない無償譲渡で検討していただくよう要望するという意見がありました。

次に、産業建設部所管の議案第32号・33号・34号・36号の4議案の審査におきましては、議案第34号、工事委託契約の変更について、安芸高田市特定環境保全公共下水道八千代浄化センター建設工事の件で、概算事業費が下がった理由について、当初、事業費は4年間価格変動がない前提で設計しているが、実施の段階では価格の変動があるので設計単価とは差が出てくる。機械購入は標準単価により設計しているため、メーカーから出るものとは差が出てくる。17年度の水処理施設入札で60%近い低入札率が出たことも要因であるとの説明がありました。

議案第36号で市道の認定について、市道大峠線ほか1路線の件で、委員より市道に格上げとなると、除雪などの対応は十分できるかとの質疑があり、執行部より除雪は幹線や生活に密着した路線が優先されるが、今後位置づけを検討するとの答弁がありました。

審議を尽くし、討論・採決を行いました結果、付託を受けました9件の議案につきましては、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、執行部におかれましては、本産業建設常任委員会で指摘されました点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますよう要望しまして報告といたします。

○松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本9件に対する反対討論の発言を許します。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番、入本和男君。

○入本議員

議案第37号について、反対討論をいたします。

委員長報告にもありましたように、平成10年度からこのたびの平成20年1月に債権放棄するという提案があったわけですが、経過説明の中で5年間全く空白の状況があるわけでございます。

16年、17年、18年とは、非常に理解はできるわけですが、やはり債権放棄をやむを得ずという場合は、やはり基本的な基準が必要かというふうに思います。我々は、その基準を満たすか満たさないか、今回の債権放棄について十分理解が得られないし、ある面では職務の怠慢と言ってもよいのではないかという面もあります。非常に皆さん方も納税者が公平性の原理とかいう場合に、これは税ではございませんけど、歳入歳出の面におきまして行政側ももう少ししっかりと管理、債権取立てについて努力する必要があると認識をいたしましたので、37号につきましては、今後の基準設定を含め、反対するものでございます。

○松浦議長

次に、本9件に対する賛成討論の発言を許します。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番、入本和男君。

○入本議員

議案第38号についての財産無償貸付についてでございますけれども、このたびの案件につきましては、本来は団地についての設備であります。地場産業育成のためには非常にいいことをされたと、雇用面においてもいい面があったと思います。しかしながら、期限付きではなくて、今後は財産を無償譲渡して、そのかわりに工業団地で製品を行政

側がもっと積極的に消費する方が、今後の歳入面、または雇用面においても地場産業との地産地消の面から見ても、我々は大切な形ではなかろうかというふうに思います。

よって、今後の契約更改につきましては無償譲渡する上において、工業団地の製品を積極的に地場で採用し、消費することによって、問題が解決すると思いますので、そういう意見をつけて38号について賛成いたします。

○松浦議長 ほかに討論はありませんか。

○岡田議員 議長。

○松浦議長 反対討論の発言を許します。

19番、岡田正信君。

○岡田議員 議案37号の権利の放棄についてでございますが、旧町時代にあったことだといいますが、いろいろ破産手続きはできたと。これは旧法律の同和対策事業の中小企業の貸付資金制度のもとに行われたと私は聞いておりますが、この問題については、これからの課題がまだ残ります。債権放棄をしたから、今もその間に何もしなかったがこれを認めてくれと、議会に議決を要する事項でございますが、このことをスタート台にして、そういう方向で何件かこれからも発生する基準がないというようなことから考えますと、やはりこれまでのそういう法律そのものがどうであったのか。総括を執行部としてしなくてはならんと。この意味から言いますが、簡単に取れるものが取れなくなったから放棄するので議会で承認するという簡単なものではないと思います。

したがって、行政の方としてのこの数字はわずか175万円でしょうが、この母体、分母がこれからもそういうことで起きた場合には、未収金の収納率は上がってきます。分母を切るわけですから。しかし、今年度から貸借対照表なり、財産の評価とか、こういう場合には残った方がまだまだという面も一面では言えると。両方を考えた場合に、整理ができていないというように私は思いますので、安易に認めるわけにはいかないという立場で反対するものであります。

以上です。

○松浦議長 ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論がないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

ただいま議題となっております9議案中、議案第37号につきましては反対討論もありましたので個別採決といたし、その他の議案については一括して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長           ご異議なしと認め、さよう取り計らいます。  
まず、議案第37号、権利の放棄についての件を起立により採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長           起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。  
これより議案第30号、安芸高田市ひろしまの森づくり基金条例の件から、議案第36号、市道の認定について、市道大峠線ほか一路線の件まで及び議案第38号、財産の無償貸付について、高宮地区工業団地関係の件の8件を、一括して起立により採決いたします。  
本8件に対する委員長の報告は原案可決であります。  
本8件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長           起立多数であります。  
よって、本8件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第42 議案第53号 平成20年度安芸高田市一般会計暫定予算
- 日程第43 議案第54号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算
- 日程第44 議案第55号 平成20年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算
- 日程第45 議案第56号 平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算
- 日程第46 議案第57号 平成20年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算
- 日程第47 議案第58号 平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算
- 日程第48 議案第59号 平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第49 議案第60号 平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第50 議案第61号 平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算
- 日程第51 議案第62号 平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算
- 日程第52 議案第63号 平成20年度安芸高田市コミュニティ・

プラント整備事業特別会計暫定予算

日程第53 議案第64号 平成20年度安芸高田市簡易水道事業
特別会計暫定予算

日程第54 議案第65号 平成20年度安芸高田市飲料水供給事
業特別会計暫定予算

日程第55 議案第66号 平成20年度安芸高田市水道事業会計
暫定予算

○松浦議長 日程第42、議案第53号、平成20年度安芸高田市一般会計暫定
予算から、日程第55、議案第66号、平成20年度安芸高田市水道
事業会計暫定予算までの14件を一括議題といたします。

本14件は、一括して予算審査特別委員会に付託されておりました
ので、委員長の報告を求めます。

20番、亀岡等君。

○亀岡委員長 予算審査特別委員会の報告を行います。

平成20年2月19日付で、本委員会に付託された議案14件の審
査の結果を報告します。

去る3月3日から延べ5日間、委員会を開催し、市長・副市長及び
教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねまし
た。

平成20年度暫定予算は、本年4月に市長選挙が執行されることか
ら基本的に3ヵ月の予算であり、歳入については4月から6月の間に
見込まれる額が計上され、年度末に歳入される国県支出金等については
存目計上されておりました。

歳出につきましては、委託料・使用料等の契約により支出負担行為
が必要な費用については年額が計上されていますが、その他については
暫定予算期間中に支出される必要最小限の経常経費のみが計上されて
おり、投資的経費や新規の政策的な経費については、計上されてお
りませんでした。

審査における質疑は、主に前年度に対し増減額が大きいものや、継
続事業における本年度の考え方や変更点の有無などについてでありま
したが、中には補助団体から、補助金の支給が遅くなるので年度当初
に事業ができないとの声があるとの指摘もあり、補助金の見直しによ
り要綱を作成中のため、一部の補助団体に対してはまだ補助金の予算
計上をしていないが、4月には説明会を開きたいと答弁がなされまし
た。

質疑の後、討論・採決を行った結果、議案第53号、平成20年度
安芸高田市一般会計暫定予算及び議案第56号、平成20年度安芸高
田市後期高齢者医療特別会計暫定予算については、市長選挙を控えた
中での暫定予算ではあるが、本来なら本予算に近い骨格まで組まれた
ものを審査すべきであり、再度、暫定予算が吸収される形の本予算を
審査するのは二度手間である。また、後期高齢者医療制度は中身が複

雑であるにもかかわらず、まだ制度の詳細が明らかになっていない。暫定予算とはいうものの、人権関係団体へはそれなりの補助金が組まれているので反対するとの討論と、市長交代があり、政策が決まる前での暫定予算はやむを得ないので賛成するとの討論がありましたが、採決の結果、付託されました14件の暫定予算案については、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本予算審査特別委員会で指摘された点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますよう要望し、報告といたします。

○松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○入本議員

議長、反対討論。

○松浦議長

まず、本14件に対する反対討論の発言を許します。

15番、入本和男君。

○入本議員

暫定予算14件、すべてにおいて反対するものでございます。

昨年9月に決算を行って、次年度の予算編成に生かされると期待しながら皆さん方は一生懸命、職員さんは決算に向けて努力をされて反映されるというふうに、私はその時期を非常にかったわけですが、いざ蓋を開けてみて暫定予算を見ますと、市長選挙をからめ3ヶ月予算といいますものの、内容について見ますと無理をして3ヶ月に歳入歳出を割り算したようなものもありまして、本来なら骨格予算を決めて本当に財政が厳しいという面をありありと表すのが今回の予算ではなかろうかというふうに思っております。

審査時間におきまして、本来なら1課に1日かかるのに、2課においてもわずか2時間足らずで、午前中で済んでしまうと。予備日もあけてしまうというような、今回の予算審査は審査になっていないという、非常に無駄な時間であった。また、予算をつくる側にしても、審査内容のチェックの中で聞いても、数値がすぐさま出てこないというような場面もありまして、特別会計におきまして借入金を起こすのならすべての借入金でやれる対応ができるにもかかわらず、このたびの暫定予算は4月のスタートに向けて、市民に非常に不安を与え、また、活力のない予算審査であったというふうに思います。

昨年の9月が生かされていないことと、骨格予算を組んで本当に市長さんが最後の予算としてこれが後継者に託す予算書の内容であるというふうにされても別段大きな問題はなかったと思います。

よって、審査内容におきまして、非常に今回の予算は審査内容並び

に市民に向けての十分な審査ができなかったこと、また内容がなかったことについて反対するものでございます。

- 松 浦 議 長
- 岡 田 議 員
- 松 浦 議 長
- 岡 田 議 員

次に、本14件に対する賛成討論の発言を許します。

議長、反対討論。

次に、反対討論の発言を許します。19番、岡田正信君。

議案第53号、平成20年度安芸高田市一般会計暫定予算に反対いたします。

委員会でも申し上げ、委員長報告にもありましたけど、この暫定予算を決めるというのは、執行権のある児玉市長並びに執行体制の課題でございますから、決めたことについてとやかく言いませんけども、本来は当初予算を組めるべきものは組んで、骨格予算を組んで、新しい市長にはそれだけの例えば15%とか20%の投資的とか政策的な課題を残した制度のもとにおいて本予算は審議して、それでもいいことにならないときに、暫定予算を組むのが本当の姿だと認識をしています。

ただ、執行部がこれを選ばれたことが執行権であるわけですからそれはそれといたしましても、この予算を審議する過程でもある課では年間を通して組んでいる。契約そのものはそれでいいが、そうでないものまでの入った数字を並べたりというところもあり、人権推進課ではそこでギクシャクしましたが、そういう課題がある中で、全体的には3ヵ月の暫定とはいいまして今この契約、賃金の問題など、どうしても義務的経費が大多数を占める。選ばれる方は選ばれたから暫定予算はこれでいいというものではないという本質のところから私は反対するものであります。

議案第56号、平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算。これは条例制定のときにも申し上げましたけれども、会計はつくるにしても余りにもひどい制度だということから反対するものであります。

以上です。

- 松 浦 議 長
- 渡 辺 議 員
- 松 浦 議 長
- 渡 辺 議 員

次に、賛成討論はありませんか。

議長。

21番、渡辺義則君。

私は本暫定予算について、賛成討論をさせていただきます。

と申しますのも、今回市長さんが引退ということで、現市長は4月17日までという日程で任期がございますが、後はやはりそういった1ヵ月ないという任期でございますして、次期市長さんにどなたがなれましても、施政方針もございましょうし、そういったことを含めますとやはり先ほどからございますように骨格予算ということで見方もございますが、当面は暫定でスタートするというところで本予算は新しい市長さんで組んでいただくということで賛成をするものでございます。

○松 浦 議 長

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論がないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本14件につきましては、反対討論及び委員会での反対がありましたので、個別採決といたします。

まず、議案第53号、平成20年度安芸高田市一般会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第54号、平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第55号、平成20年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第56号、平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号、平成20年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第58号、平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号、平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号、平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第61号、平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号、平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第63号、平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第64号、平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第65号、平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第66号、平成20年度安芸高田市水道事業会計暫定予算の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第56 閉会中の継続調査の件について

○松浦議長

日程第56、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務並びに審査中の案

件につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件についてはこれを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成20年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員